

## 第 16 号議案

## 関西広域連合事務局設置条例制定の専決処分について承認を求める件

関西広域連合の設置（平成22年総行市第250号）に伴い関西広域連合事務局設置条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年1月15日提出

関西広域連合長 井戸敏三

## 関西広域連合事務局設置条例の制定について

関西広域連合の設置（平成22年総行市第250号）に伴い関西広域連合事務局設置条例を制定する必要が生じたが、連合議会が成立していないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成22年12月4日

関西広域連合長 井戸敏三

記

## 関西広域連合条例第3号

## 関西広域連合事務局設置条例

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、関西広域連合（以下「広域連合」という。）に、次の事務局を置く。

- (1) 本部事務局
- (2) 広域防災局
- (3) 広域観光・文化振興局
- (4) 広域産業振興局
- (5) 広域医療局
- (6) 広域環境保全局
- (7) 広域職員研修局

（事務局の所管事務）

第2条 事務局が所管する事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部事務局
  - ア 広域連合の管理及び運営に関する事務
  - イ 広域連合の事務の企画及び総合調整に関する事務
  - ウ 関西広域連合規約（平成22年総行市第250号。以下「規約」という。）第4条第1項第7号に掲げる事務

エ 他の局の所管に属さない事務

(2) 広域防災局

規約第 4 条第 1 項第 1 号（広域にわたる防災に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第 2 号に掲げる事務

(3) 広域観光・文化振興局

規約第 4 条第 1 項第 1 号（広域にわたる観光及び文化の振興に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第 3 号に掲げる事務

(4) 広域産業振興局

規約第 4 条第 1 項第 1 号（広域にわたる産業振興に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第 4 号に掲げる事務

(5) 広域医療局

規約第 4 条第 1 項第 1 号（広域にわたる医療の確保に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第 5 号に掲げる事務

(6) 広域環境保全局

規約第 4 条第 1 項第 1 号（広域にわたる環境の保全に関する計画の策定及び実施に関する事務に限る。）及び第 6 号に掲げる事務

(7) 広域職員研修局

規約第 4 条第 1 項第 8 号に掲げる事務

（委任）

第 3 条 この条例の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。